

流教学第1158号

令和3年1月8日

市内各小中学校長 様
幼児教育支援センター附属幼稚園長 様

流山市教育委員会
教育長 田中 弘美
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について
(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関しては、1月5日に文部科学省から、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」等において示されたところ
です。

同通知においては、感染防止対策の徹底を図る一方で、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要と示されています。

こうした状況を踏まえ、市内小中学校及び幼児教育支援センター附属幼稚園については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととし、緊急事態宣言期間中を含めた当面の間の対応として、別紙を参考の上、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じることもありますので、併せて御理解のほどお願い申し上げます。

担当

学校教育課 尾崎 慎治

電話 7150-6104

指導課 木藤 潔

岩見 尚重

電話 7150-6105

別紙

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

1 基本的な学校運営の方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 感染防止対策の徹底について

「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン(令和2年12月11日版)」に基づき感染防止対策を徹底する。

(1) 児童生徒への指導

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに登校していた、部活動に参加していた等の事例が複数あったことから、登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施する。
- ・児童生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）の励行について繰り返し指導する。
- ・昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を最小限とし、向かい合わせ等にならず、身体的距離が十分とれない場合は会話しない等について繰り返し指導する。
- ・部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させる。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、会話を慎むよう指導する。

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- ・特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を最小限とし、身体的距離が十分とれない場合は会話を控える。
- ・勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染予防に努める。
- ・家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染予防にも留意する。

(3) 家庭への協力依頼

- ・家庭内感染が依然として多いことから、別添の保護者宛て通知を活用し、保護者に対し家庭での感染予防について協力を依頼する。

3 学習活動について

緊急事態宣言中は以下の点について徹底し、感染のリスクの軽減に努める。

(1) 基本的な留意点

- ・児童生徒等は、マスクの着用を徹底する。
- ・授業は、個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は原則として行わない。
- ・児童生徒等全員で一斉に声を出す音読や群読は行わない。

- ・授業での外部人材の活用は控える。(会計年度任用職員を除く。)

(2) 具体的な授業の場面

①体育

- ・球技のゴール型のゲームや武道の相手と組み合う活動など、身体接触や人と人が接近するような活動は行わない。

②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は原則として行わない。

③家庭科

- ・調理実習は原則として行わない。ただし、学校の実情に応じて、学校長の判断により実施する場合は、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底し、多くの児童生徒が密集しないようにする。(令和2年9月3日付け流教指第946号「8月31日以降の教育活動の留意点について(通知)」を参照)

(3) 児童・生徒会活動(委員会活動)

①委員会活動

- ・活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

②児童・生徒総会等

- ・放送設備を活用し、各教室で実施する。

(4) 学校行事等

①全校集会・学年集会等

- ・放送設備等を活用し、各教室で実施する等の工夫をする。

②校外行事

- ・修学旅行及び校外学習については、緊急事態宣言が発令されたことから、改めて保護者の理解を十分に得た上で、直前でも中止または延期の判断をするなど慎重に対応すること。

③講演会、防災訓練、避難訓練など

- ・児童生徒等を一堂に集める行事は行わない。ただし、防災訓練、避難訓練については、学校長の判断により、感染防止に十分配慮しながら実施する。

④学習発表会、合唱コンクール等

- ・児童生徒等を一堂に集める行事は行わない。

(5) 給食、昼食等を含む飲食する場面

「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン(令和2年12月11日版)」に基づき、感染防止対策を徹底する。

4 部活動について

○活動は、90分以内とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○対外試合(公式戦・練習試合等)、合同練習、演奏会等は、行わない。

※感染状況等各校の実情に応じて、学校長の判断において部活動を中止することも可能。

(1) 共通事項

①部活動開始時に、生徒の健康チェックを教員が必ず行い、体調の変化を確認する。

発熱（37℃以上）等の風邪の症状があるなど、体調不良の生徒の参加は認めない。体調不良で練習を休んでいた生徒が復帰する際には、顧問がこれまでの経過を十分に聞き取り、参加させてよいかを判断する。

- ②更衣場所（更衣室及び部室等）については、複数の部が集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどの工夫をするとともに、常に換気を行う。利用時は、マスクを着用するとともに、身体的距離を十分確保し、会話はしない。
- ③飲食時は身体的距離を確保し、会話はしない。水分補給時等のボトルの共用はしない。
- ④体育館・柔剣道場・教室等の活動場所が密閉空間とならないよう、2方向以上の窓を同時に開けるなど、常に換気を行う。
- ⑤部活動開始前、休憩中、終了後など、手洗いをこまめに行う。
- ⑥部活動で使用する用器具や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・スイッチ等）は、活動前後に消毒する。

（2）運動系部活動に関する事項

- ①各競技の中央団体が作成しているガイドラインを参考にして、身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は行わない。個人練習を中心に基礎体力の向上、個人のスキルアップを目的とした活動を行う。
- ②運動中以外は、マスクを着用する。

（3）文化系部活動に関する事項

- ①合奏や合唱、集団での演技等を行わない。なお、いわゆる3密を避け、個人練習、少人数の活動や必要に応じて屋外での練習を取り入れるなど、工夫をする。
- ②「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」は避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにするなど、活動の隊形についても工夫をする。
- ③屋外や屋内の換気の良い環境であっても、演劇やダンス練習時等での、至近距離（およそ2メートル以内）での発声や激しい動きが伴う活動は避ける。
- ④楽器や小道具等の使い回しは避けること。やむを得ず使用するときは、使用前に消毒を行うとともに、使用の前後で必ず手洗いをを行う。
- ⑤複数の生徒が触れる可能性があるもの（ピアノの鍵盤、楽器等）は部活動中もこまめに消毒する。
- ⑥調理等を伴う活動では、近距離や向かい合わせになることを避け、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理及び前後の手洗いを徹底する。

5 オンライン学習等について

今年度導入した学習ドリルソフトを適切に活用するとともに、今後の児童生徒用端末の導入に向けて、オンライン学習等を行うための研修等の準備を進めておく。